

飯能市立原市場中学校 部活動に係る活動方針

1 活動の基本方針

- (1)学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の推進を図る。
- (2)計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

2 指導体制の整備について

- (1)各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2)作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- (3)管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて適切な部活動実施について指導・助言を行う。
- (4)外部指導者について積極的に活用する体制づくりに努める。

3 具体的な活動の進め方について

- (1)施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2)体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3)部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- (4)生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5)教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用(等の救急救命に係る)の研修を実施する。
- (6)効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7)部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1)学期中は、原則週あたり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で(休養日なく)活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2)定期テスト5日前及び定期テスト当日までの期間は休養日とする。
- (3)1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とする。この活動時間には、活動のための準備、片付け、会場準備等の時間は含まない。
- (4)3時間を超える活動の場合には、生徒の健康面を考慮し、休養日を他の日に振り替える。
- (5)熱中症事故防止の観点から、35℃を超える気温のときには、活動を行わない。
- (6)顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。

5 事故発生時の迅速な対応

- (1) 頭部(首から上)の自己についての対応を迅速に行う。
- (2) 適切な救急車の要請を行う。
- (3) 保護者への説明責任を行う。
- (4) 被害生徒への指導・アフターケアを行う。
- (5) 加害生徒への指導・アフターケアを行う。